

全L協保安29第51号
平成29年10月24日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（お願い）

標記について、経産省高圧ガス保安室より別紙のとおり通知がありました。

本件は、各都道府県警察において、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、全国一斉の指導取締りを平成29年11月1日から11月30日の1か月間実施するとのことです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、法令違反車両が運行することのないよう周知徹底方よろしくお願いいたします。

* 別紙の3ページ目以降は北海道の行政庁宛の文書のみ添付しています。

以 上
発信手段：Eメール
保安部：渡辺、片岡

別紙

経済産業省

29 高圧第9号
平成29年10月11日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長 高橋 正和

平成29年8月17日付け警察庁丁保発第127号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添1のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

これを受けて、別添2のとおり、各産業保安監督部長及び支部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。）並びに各都道府県の高圧ガス保安担当課室長等宛て連絡しましたのでお知らせします。

また、高圧ガスに係る関係団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。





警察庁丁保発第127号

平成29年8月17日

経済産業省 産業保安グループ

高压ガス保安室長 殿

警察庁生活安全局保安課長



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組みがなされているところでありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれましても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

記

1 実施期間

平成29年11月1日から11月30日までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高压ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

経済産業省

29 高圧第9号
平成29年10月11日

北海道産業保安監督部長 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

平成29年8月17日付け警察庁丁保発第127号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

高圧ガスの運搬に関する取締りについては、各産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）並びに各都道府県の高圧ガス保安担当課室等と各都道府県警察との間で十分連絡・協議を行い、実効ある取締りが実施されるよう依頼することとします。

経済産業省

29 高圧第9号
平成29年10月11日

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室長 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

平成29年8月17日付け警察庁丁保発第127号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

高圧ガスの運搬に関する取締りについては、各産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）並びに各都道府県の高圧ガス保安担当課室等と各都道府県警察との間で十分連絡・協議を行い、実効ある取締りが実施されるよう依頼することとします。